

南城市知念地域移住定住支援補助金交付要綱の概要

1. 目的と背景

令和4年4月1日に南城市の旧知念村地域が一部過疎として指定されたことから、過疎地域における若者世代の流入や人口増加を図る。また、本制度は自治会加入率増加や担い手確保の一助となる可能性も大きいことから、地域支援の観点を盛り込む。

2. 制度のポイント

①補助の対象者

- 一部過疎地域となった旧知念村地域に旧知念村地域外から移住・定住する若者及び旧知念村地域内の賃貸物件から旧知念村地域内に住宅を新築、増改築、購入して異動する若者を対象とする
- 若者の定義は40歳になって最初の3月31日を迎えるまでの世帯主であることとする（若者の定義として「子ども・若者育成支援推進法」では乳幼児期から30代までを広く対象とし、育成と支援をもとに推進するという目的を明確に示すため、「青少年に代えて「子ども・若者」という言葉を使用している）
※全ての30代が転入から1年以内であれば申請できることを踏まえて40歳になって最初の3月31日を迎えるまでとしている
- 旧知念村地域外（市内含む）からの転入・異動者を対象とし旧知念村地域内での異動は対象外とする
但し、現在旧知念村地域内で借り住まいする方が定住する家屋を設ける際に旧知念村地域から流出しないように、旧知念村地域内の賃貸物件から旧知念村地域内に住居を新築・増改築・購入して定住する場合は補助対象とする
- 短期的な居住では効果が出ないため、旧知念村地域において定住する意思が確認できる者を対象とする
- 住宅の新築、増改築、購入、賃借に費用がかかったものを対象とし、費用がかかっていない場合でも引越費用を補助する
- 引越費用はかかっていなくても要件に応じて定額支給する

②補助の要件

- 補助対象世帯の全ての構成員がマイナンバーカードを取得していることとする
- 地域の担い手不足解消を図るため補助対象世帯が居住する自治会に加入した証明書を提出することとする**
- 補助対象世帯の全ての構成員が他の公的制度による移住・引越し・家賃補助等を受けていないこと
- 一過性の居住になっていないか等を確認する後追い調査や効果測定調査への協力を義務化する

3. 補助金の額

| 区分 | | 補助額 |
|---------------|-------|------|
| 1. 新築、改築、購入費用 | | 50万円 |
| 2. 引越費用（定額） | （1）県外 | 10万円 |
| | （2）県内 | 5万円 |

※1と2は併用不可

※賃借は引越費用を支給